# 第2章 環境行政の推進体制

## 第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで環境問題が複雑・多様化するなか、そうした諸問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な 社会の構築」、「地球環境の保全」の3つをその基 本理念に定め、今後取り組むべき施策として環境 基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保 全活動の促進、環境管理(ISO14001等)の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例(平成11年9月施行)」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例(平成12年12月施行)」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んでいる。

# 第2節 大分県新環境基本計画 ~ ごみゼロおおいた推進基本プラン ~

県では、大分県環境基本条例第9条の規定に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として大分県環境基本計画「豊の国エコプラン」を平成10年3月に策定し、これまで積極的に環境に配慮した様々な取組を進めてきた。

しかし、 平成15年9月から県民総参加のもとでの「ごみゼロおおいた作戦」の展開による新たな視点からの環境へのアプローチの必要性、 県政運営の長期的・総合的な指針である「大分県長期総合計画~安心・活力・発展プラン2005~」の策定が行われたこと、 現在の計画策定から7年余りの経過による環境を取り巻く情勢の変化等を背景として、平成17年10月に「大分県新環境基本計画~ごみゼロおおいた推進基本プラン~」を策定した

この計画は、県政運営の長期的・総合的な指針を示した計画として策定された「大分県長期総合計画」の環境側面における部門計画であるとともに、「ごみゼロおおいた作戦」として展開する環境関連施策を体系化し、その着実な推進を図るための基本プランとして位置づけている。

計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間であり、目指すべき環境の将来像を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」としている。この将来像の実現に向けて、「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」循環を

基調とする地域社会の構築「地球環境問題への取組の推進「環境産業の育成」すべての主体が参加する地域社会の形成」の5つの基本目標を掲げ、 それぞれの目標実現に向けたこれからの主な取組を記述している。

また、この計画に掲げられた各種施策を着実かつ効果的に推進していくために、主な施策のうち50項目について、その実施・進捗状況を数値目標としての「環境指標」により、毎年度「大分県環境審議会」及び「ごみゼロおおいた作戦県民会議(各部会)」において進行管理していくこととしている。

### 大分県新環境基本計画~ごみゼロおおいた推進基本プラン~の概要

### 第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨・目的

計画の性格・役割

計画の期間

計画の構成

### 第2章 環境に関する県民意識

### 第3章 計画の目標

目指すべき環境 の将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

### 計画の基本目標

豊かな自然との 共生と快適な地 域環境の創造

循環を基調とす る地域社会の 構築

地球環境問題へ の取組の推進

環境産業の育成

すべての主体が 参加する地域社 会の形成

### 第4章 施策の展開

豊かな自然との共生と 快適な地域環境の創造

- ●豊かな自然の保護 保全
- ●温泉の保護と利用
- ●自然とのふれあい の推進と適正な利
- ●快適な地域環境の 保全と創造

循環を基調とする地域 社会の構築

- ●大気環境の保全 ●水·土壌·地盤環境
- の保全 ●化学物質による環
- 境汚染の防止 ●廃棄物・リサイク ル対策

地球環境問題への取組 の推進

- ●温室効果ガスの排 出源対策の推進
- ●クリーンエネルギ ーランドの実現
- ●二酸化炭素の吸収 源対策の推進
- ●オゾン層保護等の 対策の推進

環境産業の育成

- ●環境技術への挑戦
- ●企業の環境活動の 促進
- すべての主体が参加す る地域社会の形成
- ●自発的な環境保全 活動の促進
- ●環境教育・学習の 推進

基盤的施策の推進

- ●環境影響評価の推進
- ●環境に配慮した取組の推進
- ●公害紛争等の適正処理

計画の推進 第5章

推進の体制

計画の進行管理

財政措置

◆参考資料

策 過 定 経

覧 環境指標一

用 説 語 解

### 第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法(平成11年施行)の 内容も踏まえ**環境影響評価**の手続等の充実を図り、 より一層環境配慮が行われるようにするため、「大 分県環境影響評価条例(平成11年施行)を制定し ている。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、 表1-2-3のとおりである。

表1-2-3 条例に基づく環境影響評価の対象事業

	事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1	県道、市町村道の建設	4 車線7 5km以上	-
2	廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設	200 t / 日以上	-
ļ	し尿処理施設の建設	100 kℓ / 日以上	
	 廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5 ha以上25ha未満
3	工場等の建設	排ガス量10万N㎡/時間以上 排出水量1万㎡/日以上	-
4	公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5	流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6	住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7	工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8	運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9	ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10	その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11	規則で定める事業	-	-

港湾計画 埋立て・掘込み面積150ha以上

第1種対象事業:大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・

縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業:第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

## 第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応を求められるようになった。このため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した、「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行された。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く 県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組 や地球環境の保全を進めていくこととしており、 「化学物質の適正な管理」や「土砂等の埋立て等 に関する規制」などに加えて、アイドリング・ス トップを始めとする「自動車の使用に伴う環境負 荷の低減」や「オゾン層破壊物質の回収」等の規 定が新たに定められており、今後は、この条例の 適正な運用により環境保全対策を推進していくこ ととしている。

(条例の概要については図1-2-4参照)

#### 図1-2-4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要

#### 公害規制の充実

事業所等に対する公害規制

(規制基準、設置等届出、改善命令、非常時等の措置) 地下水の水質浄化に関する措置

(浄化対策計画作成義務、改善勧告・命令) 建設物の解体に伴う石綿の飛散防止

(作業基準、粉じん飛散防止)

### 都市・生活型公害対策の推進

アイドリング・ストップの推進

(自動車停車時の原動機の停止義務)

(駐車場などの管理者の責務、管理者への勧告)

生活排水による水質汚濁防止

(県民・行政の生活排水対策取組の責務)

拡声機・深夜営業騒音の規制

(使用基準、規制地域、使用停止勧告・命令)

### 化学物質の適正管理の推進

化学物質の適正管理対策

(事業者の適正管理の責務、指導助言・勧告・公表)

### 廃棄物対策の推進

廃棄物の減量・適正処理・資源の有効利用

(廃棄物の減量等に関する県・事業者・県民の責務) 土砂等の埋立などに関する規制

(安全基準、規制地域、撤去・改善命令)

燃焼不適物の燃焼行為の制限

(施設基準、規制地域、中止・改善命令)

### 地球環境保全対策等の推進

オゾン層破壊物質の回収等の推進

(特定機器の使用者に対するフロンの回収・破壊処理の努力規定、指導・勧告)

事業者による自主的な環境管理の推進

(組織体制の整備、環境管理の導入)

### その他の規定

中小企業者に対する助成 環境保全協定の締結 立入検査、報告徴収 県等の責務 等

寺の貝務 寺

:新規項目 :公害防止条例の規定を見直し

# 第5節 美しく快適な大分県づくり条例

### 1 条例制定の背景

ごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、 環境美化等のボランティア活動が盛んになった一 方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など 一部県民のモラル低下に起因する身近な環境問題 に対応した新条例の制定を求める声が多く寄せら れることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成してごみゼロおおいた作戦を県民運動に高めるため、ごみゼロおおいた作戦を展開するうえでの総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を制定した。

### 2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査や県民会議の意見、パブリックコメントなどを通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務として各主体が率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、それらの取組を推奨するための顕彰の実施や「環境美化の日」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、 ごみの投棄、 ピンクちらしの掲示等、 自動車・自転車の放 置、 落書き、 サーチライト、レーザー等の**投** 光器の使用(祭典等の一時使用を除く) 動物 のふん等の放置で、これらのうち から につい ては違反者に罰則(5万円以下の過料)を科すこ ととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合

の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置するとともにこれを適正に管理すること、観光に関する事業者は観光客にごみの散乱防止に関する啓発を行うこと、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺の生活環境を損なわないよう配慮すること、といった努力規定が盛り込まれている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると認められる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。(平成17年10月1日現在の市町村条例との調整状況は表1・2・5 aを参照。)

表1-2-5a 「美しく快適な大分県づくり条例」と市町村条例との調整状況 (平成17年10月1日現在)

( ...県条例適用 ...市町村条例適用)

									宋示[7]週月	Jla1	们示例週份)
市	町村	名	ごみの投棄 ( )	自動販売機 の回収容器 設置義務	ピンクちら しの掲示等 ( )	動物のふん等の放置	自動車の 放置( )	自転車の 放置( )	落 書 き	悪臭等への配慮	投光器の 使用( )
大	分	市									
別	府	市									
中	津	市									
日	田	市									
佐	伯	市				(犬)					
臼	杵	市									
_	久 見										
竹	田	市									
	後高田	市									
杵	築	市									
宇	佐	市									
-	<b>长大</b> 里										
曲	布	市									
国	見	町									
姫	島	村									
国	東	町									
武	蔵	町									
安	岐	町									
旦	出	町									
九	重	町									
玖	珠	町									

注)「」について、美しく快適な大分県づくり条例では違反者に過料を科す。

### 3 施行状況

条例の実効性を確保するため、過料処分の権限を付与した環境美化指導員を県下各地に配置し、市町村長が特にポイ捨てごみが目立つとして挙げた箇所を中心に巡回を実施するとともに、改善状況を半年に一度定点監視を行ってチェックしている。

条例施行後、夜空を照らしていたサーチライト の使用がなくなったほか、ポイ捨てごみについて も、概ね改善傾向にあることが確認されている。





また、条例第8条の規定に基づき、従前の環境保全功労者表彰に替わる新しい表彰制度として、環境技術の開発、環境美化の取組その他美しく快適な大分県づくりに著しい功績のあったものを顕彰する「ごみゼロおおいた作戦功労者顕彰制度」を設け、平成17年度には10団体1個人を表彰した。(平成17年度の受賞者は表1-2-5 bを参照。)

表1-2-5b 平成17年度ごみゼロおおいた作戦功労者表彰受賞者

		こめて口ののいた作戦功労者表彰党員者				
団体名等	市町村名	活 動 内 容				
(1) 多年にわたり美化活動等に従事						
(団体) 小野鶴新町生活学校	大分市	昭和55年4月の団体発足以来、 各種美化活動 花いっぱい運動等) 有価物回収運動、 廃食油を活用した固形石鹸づくり、 学校への出前教室 環境問題、廃食油による石鹸づくり等)に尽力				
(団体) 特定非営利活動法人 河童倶楽部	豊後大野市	「河童小屋」を拠点施設として川の素晴らしさ、自然の大切さ、人の交流の楽しさを感じる様々な環境学習プログラムを提供しているほか、毎年11月1日を「大野川の日」と位置付け、一斉清掃に取り組む				
(団体) 特定非営利活動法人 ひた水環境ネットワ ークセンター	日田市	河川清掃や自然体験活動を実施する「リバーフェスタin三隈川」や合成洗剤に 関する注意を喚起する「洗濯キャラバン」、広報誌・ポスター・パンフレットに よる啓発といった各般の水環境保全活動を展開				
(個人) 井福芳彦	宇佐市	平成4年から12年間にわたり町道・県道をほぼ毎日清掃、旧安心院町民のマナーアップに貢献してきたほか、地域を挙げてのごみ拾いの実践を呼びかけ、子ども達と一緒になっての清掃活動の実施等に取り組む				
(2) 環境技術開発に	こ尽力					
(団体) 三和酒類(株)	宇佐市	焼酎粕を乾燥処理して乳牛用飼料「麦酵源」として商品化、あるいは大麦焼酎粕の脂肪肝抑制効果に着目し、そのエキスを抽出して焼き肉のたれやドレッシング、健康飲料「虚空蔵麦酢」といった商品の開発を進める				
(団体) 太平洋セメント(株)津 久見工場	津久見市	建設廃材や未利用間伐材といった木質バイオマスをセメント製造に係る燃料として再利用する設備を全国で初めて導入、 サーマルリサイクル、 焼却灰のセメント原料としての利用等に取り組む				
(団体) 大分製紙㈱	大分市	日本銀行大分支店の要請を受けて汚損等した紙幣を従来の焼却処理によらず 再生利用するための試験研究に着手し、半年後の2005年1月にこれをトイレッ トペーパーとして再利用する技術を確立した				
(団体) (㈱ホームコネクター	大分市	大分大学、産業科学技術センター、竹工芸・訓練支援センターとの共同研究により解体の際に分別の必要のない竹製接合具を開発、日本の環境技術をPRする「長久手日本政府館(愛知万博内)建設時に導入(6万本)				
(3) ごみゼロおおい	ハたキャング	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
(団体) パークプレイス大分 公園通り連合自治会	大分市	平成16年6月21日に実施された「121万人夏の夜の大作戦 キャンドルナイト)」 に自治会を挙げて参加、独自のイベントとして「ペーパーランタン」約千個を 製作して団地内のセントラルパークを彩り、この取組みを大いに盛り上げた				
(団体) (㈱大分銀行	大分市	ごみゼロおおいた作戦県民会議の唱導する各種キャンペーンの展開に積極的に協力するとともに、平成16年6月21日に実施された「121万人夏の夜の大作戦(キャンドルナイト)」には、県下96本・支店が参加した				
(4) その他美しく快適な大分県づくりに貢献						
(団体) ㈱杉乃井ホテル	別府市	1981年からホテル業界では全国初の本格的な地熱発電所が乃井地熱発電所」の運転を開始し、ホテル内の照明をはじめ冷暖房、エレベーター、エスカレーター、厨房アミューズメントやその他施設の電力源として有効利用している				

### 第6節 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

産業廃棄物の適正な処理を推進し、現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とした「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例(以下「適正化条例」という。)」を平成17年7月11日付けで公布し、平成17年10月1日から施行しました(県外産業廃棄物の搬入については平成18年4月1日の施行)。

### 1 適正化条例制定の必要性

産業廃棄物の処理をめぐる状況は、廃棄物処理法の数次にわたる改正、建設リサイクル法など各種リサイクル法の施行、経済状況の変化など大きな変革期を迎えている。

本県においては、産業廃棄物の不適正な処理や不法投棄の多発、県外産業廃棄物の流入増大、産業廃棄物処理施設の周辺住民の不安や不満など行政として取り組むべき課題が山積する中で、産業廃棄物処理施設の設置や県外産業廃棄物の搬入については、平成7年に制定した「大分県産業廃棄物処理施設設置等指導要綱(以下「指導要綱」という。)」に基づいた手続により対応していたが、廃棄物処理法や指導要綱では対応できない問題点が生じてきた。

このため、これらの問題点の解決に向けて新たに条例を制定し、廃棄物処理法と併せて適正 処理を推進することにより、地域住民の不安解 消を図ることとした。

### 2 適正化条例の概要

条例は、(1)産業廃棄物処理施設等の設置等、(2)県外産業廃棄物の搬入、(3)産業廃棄物の不適正な処理の防止の3本の柱から構成されている。また、条例の実効性を高めるための規定、保健所設置市である大分市への適用についての規定も盛り込んでいる。

### (1) 産業廃棄物処理施設等の設置等

ア 産業廃棄物処理施設を新たに設置したり 変更しようとする場合、許可申請予定者は 法手続の前に県に対して事前協議を行う。 また、地元住民に対する説明会を開催する ことで施設設置予定者と地元住民との相互 理解を深めるとともに、地元市町村や住民 からの求めがあれば、施設設置予定者との 間で生活環境の保全に関する協定を締結で きることとする。

- イ 許可対象外施設(施設設置に係る法手続 が不要な施設)を設置しようとする場合も、 設置工事の前に県への事前協議を行う。
- ウ 産業廃棄物処理施設等を譲り受けたり借 り受けようとする場合、県への事前協議を 行う。

#### (2) 県外産業廃棄物の搬入

- ア 県外で発生した産業廃棄物を大分県内 (大分市の区域を含む。)に持ち込んで処理 しようとする場合、県外排出事業者は県へ 事前協議を行う。
- イ 事前協議が成立した県外排出事業者は、 県との間で適正処理に関する協定を締結す る。この協定の中に、県外排出事業者が、 その搬入実績に応じて環境保全協力金を県 に納付する規定が含まれている。
- ウ 環境保全協力金は産業廃棄物の適正な処 理に関する施策に要する費用に充てる。
- エ 県外産業廃棄物を処理している施設の周 辺住民は、処理業者に対して、関係書類の 閲覧や施設への立ち入りを求めることがで きる。

### (3) 産業廃棄物の不適正な処理の防止

- ア 土地所有者等は産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、適正な管理に努める とともに、不適正な処理が行われた場合は 県へ通報する。
- イ 産業廃棄物の発生現場以外の場所で産業 廃棄物を保管する場合は、事前に県に届け 出る。
- ウ 産業廃棄物の処理に関する試験を行う場合は、事前に県に届け出る。

### (4) 適正化条例の実効性

適正化条例の実効性を確保するため、条例の施行に必要な限度において事業者に報告を求めたり、職員が事業場等に立ち入り検査を行う。また、適正な処理のための勧告や公表について規定するとともに、虚偽の報告、立入検査拒否等を行った者に対しては、秩序罰として5万円以下の過料に処する。

### (5) 大分市への適用

大分市は地域保健法に基づく保健所設置市 となっており、廃棄物の処理に関する事項に つき、企画、調整、指導及びこれらに必要な 事業を行うこととされているが、県外産業廃 棄物の搬入対策については、県として大分市 の区域を含めた大分県全体の問題として捉え、 的確な対応を行う必要がある。このため、適 正化条例においては、県外産業廃棄物の搬入 に係る部分だけは大分市の区域を含めること としている。

## 第7節 県における環境行政の推進体制

### 第1項 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、環境保健部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として 衛生環境研究センター(昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。) を置いているが、後は同センターのさらなる機能 拡充を図るとともに、各地域における公害対策を 推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小 規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務 を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体 制の整備を図っている。

平成16年4月の組織改正により、魅力ある地域 づくり・観光施策と自然保護温泉施策を一体的に 推進するため、自然保護温泉関連業務を生活環境 部から企画振興部(観光・地域振興局)へ移管す るとともに、全庁的に組織・機構の見直しを行っ たところである。

また、平成17年4月には、「ごみゼロおおいた作戦」の更なる推進を図るため、「ごみゼロおおいた推進班」を「ごみゼロおおいた推進室」として機能強化を図った。

平成17年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図1-2-7-1のとおりである。

### 第2項 付属機関

環境保全に関する基本的事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会(昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6

年8月に改称。)をはじめとする各種の審議会を設置している。これらの審議会の組織及び調査審議状況は表1-2-7-2のとおりである。なお、行財政改革の一環として審議会等の見直しが行われており、「大分県環境審議会」と「大分県自然環境保全審議会」の統合について現在検討を行っている。

\* 各種審議会の委員の名簿については、資料編 2 各種審議会委員等名簿参照。

### 図1-2-7-1 県の環境行政組織(平成17年4月現在)



表1-2-7-2 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要(平成17年4月1日)

	根 拠 法 令			146	
名 称	(設置年月日)	所掌事務	組	織	16年度の開催状況
大分県環境	環境基本法第43条	知事の諮問に応じ、	委 員	19人	17 .1 26
審議会	水質汚濁防止法	環境の保全に関する	特別委員	6人	17 .3 28
	第21条第 1 項	基本的事項について、			● 大分県新環境基本計画(仮称)の策定
	大分県環境審議会	調査審議し意見を述			について
	条例	べること			<ul><li>おおいた清らかな水環境保全指針(仮 称)について</li></ul>
	(6.8.1)				● 公共用水域及び地下水の水質測定計画
					について
大分県自然	自然環境保全法第	知事の諮問に応じ、	委 員	24人	部会 16.8.6
環境保全	51条	自然環境の保全に関	自然環境保全部会	7人	●特別保護区の指定について
審議会	大分県自然環境保	する重要事項につい	鳥獣部会	7人	部会 16.6 23
	全審議会条例	て調査審議し意見を	自然公園部会	7人	16 .9 27
	(48.7.12)	述べること	環境緑化部会	7人	16 .12 .14
			温泉部会	7人	17 .3 28
					●温泉新規掘削許可申請について
					●温泉代替掘削許可申請について
					●動力装置許可申請について
大分県沿道	大分県沿道の景観	知事の諮問に応じ、	委 員	10人	
景観保全	保全等に関する条	地区の指定基本計画			
審議会	例第16条	等の重要事項につい			
	(63.3 30)	て調査審議し意見を			
		述べること。			